

みまきっこまんなか応援まちづくり事業「基本計画等策定業務」委託業者選定に係る公募型プロポーザル仕様書

1 業務名

みまきっこまんなか応援まちづくり事業「基本計画等策定業務」

2 みまきっこまんなか応援まちづくり事業について

本町の小学校区の1つであり、町で1つの中学校が設置されている御牧校区に、子どもが気軽に集まることができる拠点を整備し、その拠点を中心として、御牧校区の地域資源を活用した取組を、子どもたちの考えも取り入れ、地域の人たちを巻き込みながら実施をしていく。それにより、御牧校区が、子どもを通じて、地域の人たちが楽しくいきいきと過ごせる地域となり、また、町全体にこの取組が波及していくことを目指す。

3 履行期間

契約日の翌日～令和9年11月30日

※履行期間中のスケジュール（予定）（資料1）参照のこと

4 業務における基本的な考え方

町が基本構想として策定した「みまきっこまんなか応援まちづくり事業計画」（以下「事業計画」という。）（資料2）において、子どもが気軽に行くことができ、子どもたちの活動拠点となる「みまきっこまんなか応援村」を整備することとしている。また、拠点を中心とする様々な取組を通じて、この拠点が、子どものみならず地域のいろいろな世代の人たちが集まる場となることを目指す。

5 業務内容

以下の業務を実施するにあたっては、町と「みまきっこまんなか応援村開村準備事業に関する協定」（資料3）を締結した団体（以下「準備事業実施団体」とする）と協力することとする。

（1）拠点施設整備関係

上記4にそった拠点となるよう、子どもたち及び地域住民がどのような機能を備えた拠点を必要としているかについて調査等をさらに実施し、基本計画を策定する。

①拠点施設整備について

ア 設計対話業務

ヒアリングやワークショップ、トライアルイベントでのアンケート調査により、

こども・地域住民のニーズを把握する。

イ 基本計画策定業務

事業計画に記載の取組の実施を想定し、また、上記アにより把握したこども・地域住民のニーズをもとに、拠点施設について以下の点について整理する。

- ・基本コンセプト・建設場所・施設規模・整備スケジュール

ウ 設計業務（基本設計・詳細設計）

基本計画策定後、基本設計・実施設計を実施し、委託者の希望する時期に、工事費（概算・詳細）を算出すること。詳細については、「建築設計業務委託特記仕様書」（資料4）参照のこと。

新築または改修の工事費は5千万円を目処とする。（設備・外構工事込み）

エ 工事監理業務

建築工事監理、構造工事監理、電気設備工事監理、機械設備工事監理、官公庁協議を実施すること。

ただし、施設規模に応じて、町と協議して業務内容を決定すること。

(2) 拠点運営関係

ア トライアルイベント支援

準備事業実施団体が企画したトライアルイベントの内容確認、イベント当日の支援を実施する。（当日支援については、年2回程度想定）

イ 本格実施後の運営

本格実施後に運営する手法及び運営に係る経費を検討する。また、民間事業者に運営を委託等する場合は、民間事業者の選定方法についても検討する。

ウ 運営事業者公募支援

運営事業者を公募する場合に以下の点について支援する。

- ・募集内容、審査基準の検討支援を行う。
- ・民間事業者との契約の際に必要な書類作成支援を行う。

(3) 検討委員会運営支援（年3～6回程度）

(1)(2)の内容を検討する検討委員会に向けての会議資料作成、運営について支援する。

(4) その他

委託者の指示により、町議会及び庁内関係部署での協議に必要な情報を整理し、会議資料を作成する。

## 6 実施体制

委託者が特別の事情があると認めた場合を除き、受託者は提案書に記載された実施体制により本業務を履行する。

## 7 成果品（納品物）

- |                     |                            |
|---------------------|----------------------------|
| (1) 基本計画策定業務        | 電子データにより計画書を提出のこと          |
| (2) 設 計 業 務         | 「建築設計業務委託特記仕様書」（資料4）参照のこと。 |
| (3) 工 事 監 理 業 務     | 打合せ記録簿等                    |
| (4) 運 営 業 者 公 募 支 援 | 検討結果報告書、協定書（案）等            |
- ※運営方法によって提出書類は異なるため、適宜町と協議すること

## 8 委託料の支払い条件

契約代金の支払いは、年度毎に支払うこととする。

また、当初の委託料は、拠点施設を新築（木造平屋・延べ床面積 130 m<sup>2</sup>）する想定で算出したものであるため、基本計画の内容に沿い変更契約をすることとする。

## 9 その他

- (1) 受託者は、業務の実施にあたり、久御山町個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、適正な個人情報の取扱いを行うこと。
- (2) 受託者は、業務に係る成果品、資料等の所有権及び著作権は全て成果品の引渡し時に委託者に譲渡するものとする。
- (3) 受託者は、委託者の承諾を得ることなく成果品等の内容を公表してはならない。
- (4) 受託者は、契約に定めのない事項については、委託者と協議のうえ定める。